



八千代市監査公表第21号

令和元年12月26日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

平成30年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該  
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和元年7月29日付け八監第166号により提出した平成30年度監査  
（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置  
について、地方自治法第199条第12項の規定により八千代市長から通知  
がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
都市計画課 （平成30年度監査時は都市整備課にて所掌）	指摘事項	<p>1 予算の繰越しについて</p> <p><b>【所見】</b>            吉橋 11 号線用地取得に係る公有財産購入費については、平成 30 年度に設定した繰越明許費 2,070,000 円を翌年度に全額繰り越している。しかしながら、平成 30 年度内に全ての地権者と契約を締結し、同年度の支出負担行為を契約額である 1,899,657 円にて行っていること、また令和元年度に契約額の変更が見込みまれないことから、繰り越すべき予算は契約額とすべきである。            今後は、適正な予算の繰越手続をする必要がある。</p> <p><b>【措置内容】</b>            予算の繰越手続においては、契約額ではなく、平成 30 年度に設定した繰越明許費 2,070,000 円を翌年度に全額繰り越しました。            今後は、繰り越した予算において不用額が極力生じることがないように、翌年度に必要とする金額を精査した上で、適正な予算の繰越手続を行ってまいります。</p>